

## 生駒市条例第7号

生駒市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

生駒市長 山下 真

### 生駒市営住宅条例の一部を改正する条例

生駒市営住宅条例（平成9年12月生駒市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第5条第5号中「第3条第3項若しくは第4項」を「第3条第4項若しくは第5項」に改め、同条第7号中「又は既存入居者若しくは」を「、既存入居者又は」に、「により、」を「その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて」に改める。

第6条第1号ア中「50歳」を「60歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる程度であるもの

（ア） 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

（イ） 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

（ウ） 知的障害 （イ）に規定する精神障害の程度に相当する程度

第6条第1号ウ中「第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の」を「第2条第1項に規定する戦傷病者でその」に改め、同号に次のように加える。

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの

（ア） 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

（イ） 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

別表中「生駒市元町住宅」を「生駒市営元町住宅」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第1号アの改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 平成18年4月1日前に50歳以上である者の市営住宅の入居者資格については、改正後の生駒市営住宅条例第6条第1号アの規定にかかわらず、なお従前の例による。